宋代の茶商軍に就いて

佐伯富

一

南宋の辛巳泣蘄錄、開禧德安守城錄は夫々嘉定、開禧年間、金軍の南侵せる時、李茂欽、王忠敏が江淮の要衝蘄城、荊湖の重鎭德安を死守籠城せし時の血のにじみ出る樣な籠城錄であつて、唐代安史の亂に於ける張巡、許遠の睢陽城死守の物語と共に讀者をして泣かしめるものがある。この兩記錄を繙くと屢々茶商軍といふ語が散見するが、これは社會史的にいかなる性質を有する軍隊であるか、これを究明しようとするのがこの小篇の目的である。

宋代になると支那四周の異民族は、民族的自覺を生じ鞏固なる國家組織を形成して、南方宋朝を壓迫した。一方支那自體に於ても唐の中葉より府兵制度が崩壞して傭兵制度が採用せられた。① この傭兵はその成立上、職業的軍隊であり而もその成員は諺に「好鐵不打釘。好人不成兵」といへる如く概ね無賴の徒が多く、軍規も紊れ、訓練も徹底せず非常に弱いので精悍無比なる北方民族の軍隊に對抗せんとすれば勢ひ多數の軍隊を要する。近世の天子はこの多數の軍隊をいかにして養ふかについて頭を惱ました。從來の樣な正稅のみを以てしては到底莫大なる軍事費をまかなふ事は出來ない。こゝに茶鹽等の專賣制度を確立しその利益によつてこれらの多額の軍事費を捻出せんとし、茶法、鹽法等といふ嚴重なる法規も制定せられるに至つたのである。支那の樣に一般に脫稅行爲の多い所では、普通の法律を以てしては到底多額の稅を取立てる事はむづかしい。ところが茶鹽等は日常生活の必需品として何人も一日として缺く事は出來ない。これを政府が專賣に附すると、需要者は一樣に消費稅として政府に稅金

を納入することになる。② 而も政府は時の財政の狀態によつてその値段を思ふがまゝにつり上げて思ふだけの利潤を得ることが出來る。かゝる不當な政府の利益によつて迷惑を蒙るのは人民である。而も茶鹽は生活の必需品なる故更に安價なるものがあれば競ひて之を買はんとする。自然そこに茶鹽等專賣品の私販(密貿易)が行はれる。私販が盛に行はれると政府の茶鹽が賣れなくなるので益々嚴重なる法規を以て私販者を取締らうとする。併し政府がいかに嚴重なる處罰を以て臨むとも、政府が茶鹽の專賣によつて不當の利益を壟斷してゐる間は私販によつても亦莫大なる利益が得られるので茶鹽の專賣が合理的な價格に落ちつかざる限り、私販は到底根絶することは出來ない。所がこの私販は非常に危險であるから、私販者自身も亦綿密に各方面と連絡を取り、徒黨を組み一種の祕密結社を作つて實行に取りかゝる。巡檢に逮捕せられんとするや、用意せる武器を以て抵抗し、巡檢を傷けどうしても罪が免れないと盜賊と化し山中にたてこもり、③ 時に野に出ては私販を續行し、掠奪をする。定庵類稿卷四「與人論民兵書」に

(上略)至於徽・嚴・衢・婺・建・劍・虔・吉數州。其地阻險。其民好鬬。能死而不能屈。動以千百爲羣盜。販茶鹽。肆行山谷。挾刄持挺。視棄軀命與殺人。如戲劇之易。飲食之常。異時有司之所不敢呵問。其貪暴殘鷙之心。特未有以發之耳。(下略)

と云つてゐる如き、最もよくその間の消息を傳へてゐる。かういふ連中が宋代の記錄では鹽を私販する者ならば鹽賊と呼ばれ、茶を私販する者は茶賊と稱せられてゐる。④ かやうに茶鹽の專賣制度といふものは、一方から考へると不斷から民間に政府を恐れない祕密結社を養成する樣なものである。宋代では天下泰平の時でもこれがきつかけとなつて諸處に小さい反亂の絶間がないが、況んや政府の統制がゆるみ、綱紀が紊れると大盜殊に茶鹽密賣買出身の盜賊が蜂起して諸處に內亂を勃發させる。⑤ 南宋は蒙古民族の興起によつて滅亡せしめられた事は事實であるが、更にかゝる叛亂の勃發殊に茶鹽密賣買者の內亂による內政の疲弊といふ事も忘れてはならぬ重要なる事實である。

二

宋代には茶賊は諸處に勃起したが、そのうち最も大がゝりなものは南宋孝宗の淳熙二年四月湖北に起つた茶賊（茶の仲買人）賴文政の叛亂である。彼は茶商に押し立てられて首領となり⑥、湖北に叛亂を起してより轉じて湖南・江西に入り屢々官軍を擊破し、その勢ひ當るべからざるものがあつた⑦。方師尹といへる者江西の提刑に任ぜられたが江西には茶賊が竊發するので避畏遷延して任地に赴かず、遂に處罰せられたといふ記事を宋會要職官七二淳熙二年六月十一日の條に載せてゐるが、これは茶寇の勢がいかに猖獗を極めて居たかを物語る一例證である。五月朝廷では鄂州都統李川に命じ、兵を調して之を逮捕せしめんとしたが⑧、目的を達せず茶寇は雪塊を轉ずる如く、益々擴大して六月には遂に廣東をも犯すに至つた⑨。そこで朝廷では更に辛棄疾を江西提刑に任じ、諸軍を節制して茶寇を討捕せしめ⑩一方では茶寇討伐の任に當る軍將官吏の軍律を失する者は容赦なく處罰し⑪、或は將兵一般民の茶賊を捕獲或は殺傷せる者の賞格を定める等⑫あらゆる手段を盡してその平定に盡力したのであるが、茶寇は容易に戡定せられない。湖南江西諸州縣の被害は餘程甚だしかつたと見え、朝廷でもこれらの諸州縣を振濟すると共にその租稅を蠲免してゐる⑬。遂に閏九月に至り辛棄疾が賴文政を瞞して招安し、之を殺してやつと七ケ月に亙る茶賊の叛亂もこゝに平定を見るに至つたのである⑭。此の如く、茶賊が非常に猖獗を極め、非常な廣範圍に擴大し、官軍も之を平定する事が困難で誘致しなければ之を平定することが出來ないといふが如きは、一に賊徒が州縣城内に侵入すると、宋代の知州縣事は只管自己の地位を安全に保つため、賊徒を討伐するどころか却つて彼等を歡待してその掠奪をも恣にせしめ、自己の管轄内から他の管轄内に轉入せしめて責任を他に轉嫁しようとする糊塗策に出でた事にもよるが⑮、已に前述の如く、無賴の徒が不斷社會の裏面に於て嚴重なる專賣の法網をくゞつてまでも體得せる不屈の反撥力による事を考へなければならない。

宋代も仁宗の頃になると社會の分解力も餘程進行し茶賊鹽賊その他の盜賊の小叛亂が隨處に蜂起し、政府でも之を平定することが出來ないので遂に招安して軍隊に編入した⑯。この頃から軍隊の數も百萬を突破するといふ有樣であつた。かゝる傾向は南宋に入つては殊

に甚だしかつたと見え當時の諺に

仕途捷徑無過賊。上將奇謀只是招。（雞肋篇、張氏可書略同）

とあり、又

欲得官。殺人放火。受招安。欲得富。趕著行在。賣酒醋。（同前）

とあるのはいかにもよく當時の社會情勢、從つて又軍隊の性質を端的に表現してゐるではないか。

三

以上は近世に於ける軍隊の性質を專賣制度と賊徒殊に茶法と茶賊との關係に重點を置いて考察したのであるが然らばこゝに問題にしようとする茶商軍とはこれらの軍隊とはいかなる關聯を有するものであらうか。茶商軍に就いて傳へたものは宋史（卷四一四）鄭清之傳中の左の記載である。

湖北茶商羣聚暴横。〔鄭〕清之白總領何炳曰。此輩精悍。宜籍爲兵。緩急可用。炳亟下召募之令。趨者雲集。號曰茶商軍。後多賴其用。（後村先生大全集卷一七〇略同）

これによれば茶商を召募して軍籍に入れた者が茶商軍である。こゝにいふ茶商とは已に「羣聚暴横」といへる如く茶賊とは紙一枚のへだゝりに過ぎない。表面では茶を商ふ商人ではあるが裏面に於ては私販もやりかねまじき連中である。[17] かゝる者が次第に招安を受けて軍隊に編入せられるとその本來の慓悍さが消失して軍隊としては非常に弱くなるのが一般の傾向である。然るにこゝに問題にしようとする茶商軍は召募に應じて軍籍に置かれたものではあるが、開禧德安守城錄、辛巳泣蘄錄に記されてゐる如く、金軍の南侵に際しては實に勇敢に奮戰した。普通招安を受けた軍隊とは全然性質を異にする。そこには何らかの特別の事情が存在する樣に思はれるが、それはいかなる理由によるものであらうか。かゝる疑問に對して解決の暗示を與へるものは開禧德安守城錄、開禧三年二月二日戊申の條に

公〔王忠敏〕以援兵不至。遣親効〔官軍名〕義勇茶商市兵等三百人。下城分路。攻南寨及河西守把之軍。燒其寨屋。殺死二十餘人。云云。

とあり、又同書開禧元年十二月三十日丙子の條に「官軍義勇茶商市兵」とある記載である。これらの記事によつても判明する如く官軍即ち政府の軍隊と義勇軍とは截然と區別して記載せられてゐる。而もこゝに問題

にしようとする茶商軍は「義勇茶商」と記されてゐる如く政府の軍隊ではなく義勇軍であつたのである。こゝに茶商軍の性質を考ふる上に於て重要なる意義が存する。而してかゝる義勇軍には後に論ずるが如く豪族が常にその勢力の中樞をなしてゐた樣に茶商軍にも亦その中心となるべき大茶商があつた樣である。

抑々宋代の茶商は概ね茶行（茶商の組合）によつて統制せられて居り茶商はこの組合に加盟することにより商販を圓滑にいとなむ事が出來た。この茶行には組合長たる行首（行老）があり組合の事務を管理して居り、主として大資本を有する者がこの任に當つてゐた。[18] かゝる制度はずつと後世までも繼承せられてゐた。[19] かくの如き制度が長年繼續せられてゐる內に資本の集中が行はれ小資本の茶商は自然大資本の茶商の勢力に壓倒され、その命に從はなければ商賣を營む事が出來なくなる。こゝに大茶商と小茶商とは經濟的に親分子分の關係が結ばれる。而して大茶商は次第に資本を集中してゆき小茶商等は到底商賣を營む事が出來なくなり遂には大茶商に兼併せられて明らかに大茶商の手先にすぎなくなる。[20] かくて大茶商は次第に販茶の利益を壟斷して販路を擴張してゆくので多數の販賣人が必要となる。茶の商賣は利益が多いので自然その傘下には無賴の徒も多く集り易い。開禧德安守城錄開禧元年十一月七日甲申の條に

〔王忠敏〕厚犒茶商饒彧等。令募其徒及土豪市兵凡二千人。

とある記載は、大茶商饒彧のもとには多數の徒輩が經濟的に何らかの形のもとに隷屬關係をもつてゐた事を推察せしめるに充分である。かやうに經濟的に固く結ばれた茶商の親方とその徒輩とは一歩誤れば茶賊に變ずべき性質の者であるが、南宋の末つ方理宗端宗の頃金軍南侵して南宋の領土を蹂躪せし時、現在の湖北省あたりではこの茶商は大茶商を中心にして義勇軍たる茶商軍を編成した。この茶商軍は政府の軍隊の怯弱なるに比し、勇敢に奮戰して金軍南下の勢を阻止したのである。然らば何故にかくの如く義勇軍たる茶商軍は政府の軍隊とは自らその性質を異にすべき理由があるか、かゝる問題を解決するためには更に近世に於ける義勇軍そのものゝ一般的性質を考察する必要がある。

四

前述の如く近世になると政府の軍隊はその制度の上から非常に弱くなるので流賊等が蜂起しても容易に鎭定する事が出來ない。況んや女眞蒙古等の軍隊が侵入して來る時には邊境の地方では直ちに治安が紊れ、生命財産が危險にさらされるので豪族が中心となり義勇軍を組織し[21]政府の軍隊とは別箇に自己の生命財産を保全する必要に迫られた。

建炎以來繫年要錄(卷八七)紹興五年三月癸卯の條に資政殿大學士李邴が金軍に對する防備について上言せる中に「山東大姓。結爲山寨。以自保。」とある記載や又宋會要兵一に

乾道元年四月四日。知德慶府莫廷秀言。二廣諸州。多與江西接境?。江西之民。興販私茶鹽爲業。刼殺平民。而二廣諸州軍兵孱弱。惟賴土豪。號曰統率者。聚其保伍。以遏絕之。然其間百姓有以死戰。而不見恤。統率保全州縣。而無以賞功。望行下二廣諸州。或有百姓身死而戰。兼統率能阻遏賊勢。保全州縣者。所屬保明。申朝廷推賞。從之。

とある記載は最もよくその間の消息を傳へてゐる。こゝに近世に於ける義勇軍の成立すべき理由がある。直接自己の生命財産に關係を有するので義勇軍は勇敢である。金軍南下の際に河北に忠義社等の義勇軍が勇戰[22]した事は有名な話である。殊に清朝に於ける長髮賊の叛亂を平定したのは政府の軍隊ではなくして曾國藩等を中心とする義勇軍の力であつた[23]事に想到すれば思ひ半ばに過ぐるであらう。かやうに近世に於ては義勇軍の力が次第に認められ宋代殊に王安石の頃から自治的色彩の濃い民兵といふものが重要視せられて來てゐるのは社會の變遷を考察する上に於て特に注意すべき現象である。

五

以上は近世に於ける義勇軍の成立過程の一般的考察であるが、かゝる考察を基礎として再び本論にかへり茶商軍に就いて考へるに、一體湖北の地は宋代茶の產地として有名である。從つて商人の中にもこの茶を販賣して生活する者が多い。こゝへ金軍が南侵して來ると茶商はその茶の商販が困難になり自然生活が脅威を

感ずるに至るは當然の事である。

然るに前節に於て述べた如く政府の軍隊は賴りて以てその生命財産を保全するに足らない。そこで上揭の開禧德安守城錄の記載によりても判明する如く、處々に義勇兵が政府軍と協力して金軍の南下を阻止してゐる。かゝる情勢のうちにあつて一方に於ては王忠敏は大茶商饒彧の社會的經濟的地位を看破して厚く之に犒し、その勢力と結合することによりてその傘下の茶商を利用せんとした。こゝに湖北の茶商は大茶商を領袖としてその生命線確保の必要から義軍を興すに至つたのである。南宋末茶商軍が義勇軍として成立したのはかゝる特種の事情によるものと考へられる。

水心別集卷十六に金軍南侵防禦策として各路の茶鹽米等の大豪商を利用すべきを說いてゐるが、その割註に袁氏の說を引いて

（上略）茶鹽商者。其貲本多在淮南。虜一衝突。則皆蕩盡。使其爲堡自守。所必樂。（下略）

と言へる如き、叙上の事實を更に旁證するものといふ事が出來るであらう。

此の如く義勇軍の一般的成立過程を顧慮しつゝ再び義勇軍茶商軍の成立過程を大茶商の性質との關聯に於て省みる時茶賊鹽賊等とは紙一枚の相違にすぎぬ茶商軍の性質は更に明瞭に看取せられるではないか。

【補註】

①宮崎助教授「西夏の興起と青白鹽問題」（東亞經濟研究第十八卷第二號）參照

②同右。

③宮崎助教授昭和八年度特殊講義「宋代の黨爭」に於て本論に述べた如き意味のことを論ぜられた。

④茶賊、鹽賊等といふ語は宋會要食貨茶法雜錄、鹽法、宋會要兵の部に枚擧に遑なき程見えてゐる。

⑤宮崎助教授昭和八年度特殊講義「宋代の黨爭」

⑥鶴林玉露卷二「盜賊脫身」

淳熙間。江湖茶商。相挺爲盜。推荊南茶販賴文政爲首。

⑦宋史卷三十四孝宗本紀

⑧同右。

⑨同右。

⑩同右。

⑪宋會要刑法六。

（淳熙二年）九月十四日。詔。南安軍司戶參軍蔡大?特貸命除名勒停。送化州編管。永不收叙。時茶寇自吉州犯南安軍上猶縣界。漕臣錢佃委?天?應辦鄂州都統解彥詳軍馬錢糧。□??以妻產難。乞給假。有誤軍期。法當處斬。特貸之。

宋史卷三十四、孝宗本紀

〔淳熙二年〕八月丙辰。江西總管賈和仲。以捕茶寇失律。除名賀州編管。

⑫宋會要兵十三

〔淳熙〕二年六月十九日。詔。茶賊於吉州永新縣界禾山等處藏匿。已令王琪・皇甫倜遣兵將搜捕。如能捕殺賊首之人。每人捕獲或殺賊首一名。特補進武校尉。二人承信郎。三人承節郎。四人保義郎。五人成忠郎。各添差一次。五人以上取旨優異推恩。二人已上立功。卽分分賞。

同右。

〔淳熙二年〕八月六日。詔。茶寇已立賞格。許人捕殺。其官兵土豪諸色人等。如能生擒及捕殺正賊首。第一名特與備武郎。第二名從義郎。第三名秉義郎。各更支賞錢五千貫。添差陞等差遣一次。或徒中有殺併出參之人。與免罪外。亦依上件賞格補官支賞添差。其徒衆多。是脅從。有能拔身出首之人。亦與免罪。依已降賞格施行。

⑬宋史卷三十四孝宗本紀。

⑭宋史卷三十四孝宗本紀。

朝野雜記甲集卷十四「江茶」

⑮佐伯富「宋代の皇城司に就いて」「東方學報、京都第九册」參照。

⑯宮崎助教授昭和九年度特殊講義「王安石の新法」に於て此の如き意味の事を論ぜられた。

⑰宋會要兵五紹興七年十一月二十一日の條に

權發遣隆興府龔茂良言。江州興國軍接連淮甸江東湖北。每歲常有茶客百十。爲羣前來。今歲大旱。茶芽不發。皆積壓在園戶等處人家住泊。竊慮此輩乘時荒歉。聚集作過。乞下江州都統司。輪差官兵一二百人前去。屯駐彈壓。候來年秋熟日。依舊歸軍。詔。令龔茂良斟酌合差人數。於本路州軍係將不係將禁軍內差撥施行。

とあるが、これによつても推察出來る樣に茶商には無賴の徒が多く、賊徒とは紙一枚の隔たりに過ぎぬのである。

⑱加藤繁博士「唐宋時代の商人組合「行」に就いて」(白鳥博士還曆記念東洋史論叢所收)

⑲同右。

⑳同右。

宋代に於ける大茶商の小茶商兼併に關しては「北宋時代の茶法」と題して、いづれ私見を發表する豫定であるから、詳論、考證は省略する。

㉑黃硯璠陶希聖氏「北宋亡後北方的義軍」(食貨三卷第五期)

黃硯璠氏「南宋初年河北・山東之義軍」(文化建設第二卷五期)參照。

黃氏は義勇軍の成立を單に夷狄侵入に對する漢民族の民族意識の昂揚に基くものとのみ解してゐるが、左袒することは出來ない。尤も義勇軍の中にはかゝる民族意識の自覺によつて興起したものもないではないであらう。併し一般的情勢から考ふれば本論に於て論じた如く、支那近世社會に關する限り、義勇軍の成立は地方の豪族とそ

れをとりまく地方民、それらの人々の自治的精神を除外しては考察することは不可能である。黄氏の解釋を以てしては茶賊鹽賊等國内的な叛亂に對する地方の義勇軍の成立過程は充分に説明することは出來ない。

㉒同右。

辟邪雙目追記——人物にしたがつて盼を轉ずるといふのは、わが國でいふ「八方にらみ」のことである。京都であれば西本願寺や南禪寺の虎、養源院の獅子などがそれである、近頃、その八方にらみの原理とでもいふやうなものを考へた人がある。『畫說』六月號に載つた西田正秋氏の「八方睨みの一考察」といふ論文がそれである。それによると顏を眞正面にし、兩眼を凝視するやうに書けば自然と八方にらみになり、どちらから見てもにらまれてゐるやうに、見えるといふのである。高句麗の壁畫や、ロプノールの織成錦や、もろもろの獸面意匠は正にその條件にあてはまるから別に問題はないやうであるが、そんならすべての「隨人轉盼」がたゞかうした圖法だけを意味するものであるかどうか。それは西田氏もふれてをられるやうに、たゞ單に心理學的な幾何學的圖法の意味ではない、やはり畫家の靈妙さをもふくめてゐるものと思ふ。畫家がみづから發明したかも知れないし、また師匠から傳へられてゐたかも知れないが、とにかくさういふ描法を知つてをつて描いた。描いた結果は妙手であるからにはねらつたとほりに轉盼した。そしてその轉盼は世評に上つたわけであらうが、その世評ばかりをねらつて轉盼の人物なり、獸形を描いたとは思はれない。やはり各寺院伽藍に要求したところのものは、その轉盼する兩眼の魅力であつたと思ふ。それはまことにことばどほりの魅力であつて、軒ばの壁面や門口の壁面にも適用されたのであらう。（みづの・せいいち）

廿二史劄記卷二十三、「宋史多國史原本。」

㉓内藤湖南博士「自發的革新の可能性」（新版支那論所收）二八三頁—二八七頁）參照。

（十月二十五日漢口陷落日稿了）